

高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会（以下「会議」という。）を公開する場合における傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催時刻までに、会場受付で、氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い会場に入場するものとする。

2 傍聴の受付は、先着順で行い、定員5名になり次第受付を終了するものとする。ただし、報道関係者についてはその限りではない。

(係員の指示)

第3条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴席に入ってはならない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ってはならない。

- (1) 銃器その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はちまき、たすきの類を着用する等、通常の服装をしていない者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(傍聴人遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席では次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対し、拍手その他公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はちまき、たすきの類を着用する等、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、事務局の許可を得たときは、この限りではない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (8) 傍聴人は、事務局の許可なく、傍聴席で写真等の撮影、又は録音等をしないこと。

(会場の秩序維持)

第6条 事務局は、傍聴人がこの要領に違反したときは、傍聴人を制止し、命令に従わないときは退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議が非公開とされたとき、又は事務局から退場を命ぜられたときは、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

附 則

この要領は、令和元年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。